

## 第15号議案

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年2月16日提出

芦屋市長 伊藤 舞

### 提案理由

福祉医療費の助成制度において、訪問看護療養費を助成の対象とすること等に伴い、関係規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例（昭和48年芦屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 医療保険各法の給付 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）及び高確法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給（<u>家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。</u>）をいう。</p> <p>(2)～(17) (略)</p> <p>(18) 市町村民税世帯非課税者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によつて</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 医療保険各法の給付 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）及び高確法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給（<u>家族療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。</u>）をいう。</p> <p>(2)～(17) (略)</p> <p>(18) 市町村民税世帯非課税者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によつて</p>

改正後	改正前
<p>課する所得割を除く。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下「市町村民税非課税者」という。)をいう。</p> <p>(19) 低所得者 市町村民税非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとする。)をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額が80万円以下であ</p>	<p>課する所得割を除く。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者<u>並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含む。以下「市町村民税非課税者」という。)をいう。</u></p> <p>(19) 低所得者 市町村民税非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万円以下である者をいう。</p>

改正後	改正前
<p>る者をいう。</p> <p>(20) 所得を有しない者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第3項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、<u>同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</u></p> <p>（受給資格）</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、市内に住所を有する者で、乳児及び次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める要件を備えているものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢期移行者 次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>ア 区分I 所得を有しない者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下この号において同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（当該公的</p>	<p>(20) 所得を有しない者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第3項に規定する公的年金等の支給を受けるものについては、<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</u></p> <p>（受給資格）</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、市内に住所を有する者で、乳児及び次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める要件を備えているものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢期移行者 次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>ア 区分I 所得を有しない者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下この号において同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（当該公的</p>

改正後	改正前
<p>金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下この号において同じ。）の合計額が80万円以下であること。</p> <p>イ（略）</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>付則</p> <p>1～4（略）</p> <p>（市町村民税の額の算定の特例）</p> <p>5 第3条第1項第1号、第3号及び第4号中「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額」については、<u>地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。</u></p> <p>6（略）</p>	<p>金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。以下この号において同じ。）の合計額が80万円以下であること。</p> <p>イ（略）</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>付則</p> <p>1～4（略）</p> <p>（市町村民税の額の算定の特例）</p> <p>5 第3条第1項第1号、第3号及び第4号中「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額」については、<u>当分の間、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号を適用して算定するものとする。</u></p> <p>6（略）</p> <p>7 第3条第1項第1号、第3号及び第4号中「地方税法の規定に</p>

改正後	改正前
	<p><u>よる市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額</u>を算定する場合には、第3条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（当該者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、令和3年7月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

## 参 照

### 芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

福祉医療費の助成制度において、訪問看護療養費を助成の対象とすること等に伴い、関係規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

- (1) 福祉医療費の助成の対象となる医療保険各法の給付に係る規定を次のとおり改める。(第2条第1号関係)

	改正案	現 行
福祉医療費の助成の対象となる医療保険各法の給付の定義	高齢者の医療の確保に関する法律及び医療保険各法の規定による ・療養の給付 ・保険外併用療養費，療養費， <u>訪問看護療養費</u> の支給（ <u>家族療養費</u> ， <u>家族訪問看護療養費</u> ，特別療養費に係る支給を含む。）	高齢者の医療の確保に関する法律及び医療保険各法の規定による ・療養の給付 ・保険外併用療養費，療養費の支給（ <u>家族療養費</u> ，特別療養費に係る支給を含む。）

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令等の改正に伴う関係規定の整備

ア 福祉医療費の助成に係る低所得等の判定に当たり、給与所得がある場合には、当該給与所得から10万円を限度に控除して計算する。(第2条第19号，第20号及び第3条関係)

イ 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除が見直されたことにより、受給資格の判定に係る「みなし寡婦（寡夫）適用」の規定を削除する。(第2条第18号及び付則第7項関係)

- (3) その他所要の規定の整備

### 3 施行期日等

(1) 令和3年7月1日

(2) 経過措置

改正後の規定は、この条例の施行日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。



福祉医療費の助成制度における助成対象の医療（医療保険各法の給付）について

本市の福祉医療費の助成制度は、兵庫県の福祉医療費助成制度に準拠して実施しており、県から補助金の交付を受けている。県はこれまで訪問看護ステーション等の訪問看護療養費は福祉医療の助成対象外としていたため、本市においても同様の取り扱いとしていた。

しかしながら、近年の在宅医療の進展に伴い訪問看護ステーションの利用が増加している（国全体の訪問看護療養費は平成 18 年から平成 28 年の 10 年間で約 3.6 倍に増加）ことから、このたび県において令和 3 年 7 月 1 日より訪問看護療養費についても福祉医療費の助成の対象とする内容の要綱改正が行われることとなった。

これに伴い本市においても訪問看護療養費について助成の対象に加えることとする。

現 行

医療保険各法の給付	
助成対象	助成対象外
① 療養の給付 （保険が適用される病気やけがの診察，治療，入院等）	①～③以外の給付 ・入院時食事療養費 ・入院時生活療養費 ・訪問看護療養費 等
② 保険外併用療養費 （保険外診療のうち保険適用の治療と共通する部分）	
③ 療養費 （医師の指示による治療用装具の作成等）	

改正案 R3.7.1 ～

医療保険各法の給付	
助成対象	助成対象外
① 療養の給付 （保険が適用される病気やけがの診察，治療，入院等）	①～④以外の給付 ・入院時食事療養費 ・入院時生活療養費 等
② 保険外併用療養費 （保険外診療のうち保険適用の治療と共通する部分）	
③ 療養費 （医師の指示による治療用装具の作成等）	
④ 訪問看護療養費 （訪問看護ステーションの看護師からの療養上の世話等）	

## 受給資格等の判定に係る所得金額の計算について

平成 30 年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除について 10 万円引き下げるとともに、基礎控除を 10 万円引き上げることとされた。これに伴い、福祉医療費の助成に係る受給資格及び助成の範囲の判定の際に、低所得者等に意図せざる影響や不利益が及ばないようにするために、給与所得の金額から 10 万円を控除する。

### 【(例) 公的年金収入及び給与収入のみの単身世帯】

ア 低所得者：公的年金等の収入金額 70 万円，給与収入金額 70 万円の場合

イ 所得を有しない者：公的年金等の収入金額 70 万円，給与収入金額 60 万円の場合

#### 現 行

ア 低所得者

①公的年金等の収入金額 <u>70 万円</u>	②合計所得金額 ※①に係る雑所得の金額は除く <u>70 万円-65 万円=5 万円</u>
-----------------------------	--

※市民税非課税世帯者かつ①+②が 80 万円以下であれば「低所得者」とする。

イ 所得を有しない者

③公的年金等の収入金額から 80 万円を控除した額 <u>70 万円-80 万円=0 円</u> ※マイナスの場合は 0	④その他の所得金額 <u>60 万円-65 万円=0 円</u> ※マイナスの場合は 0
---	--

※市民税非課税世帯者かつ③+④が 0 円であれば「所得を有しない者」とする。

#### 改正案 R3.7.1 ~

ア 低所得者

①公的年金等の収入金額 <u>70 万円</u>	②合計所得金額 ※①に係る雑所得の金額は除く <u>70 万円-55 万円=15 万円</u>	⑤給与所得控除の 足し戻し分 <u>15 万円-10 万円=5 万円</u>
-----------------------------	---	--

イ 所得を有しない者

③公的年金等の収入金額から 80 万円を控除した額 <u>70 万円-80 万円=0 円</u>	④その他の所得金額 <u>60 万円-55 万円=5 万円</u>	⑤給与所得控除の 足し戻し分 <u>5 万円-10 万円=0 円</u>
--	--------------------------------------	--

※ア・イ共に⑤を適用することで引き続き判定結果を維持することができる。